

岐腎協事務局だより

平成 29 年 8 月 NO.52
発行 NPO 岐腎協

平成 29 年現在 28 都道府県が患者自己負担導入のなか
岐阜県のマル重(福祉医療費助成制度)

自己負担なし

平成 30 年度もこの制度の継続のために今後、

NPO岐腎協は以下の運動をします

陳情書提出: 岐阜県議会村下貴夫議長へ

要望書提出: 各市町地域腎友会から各市町長、議長へ

懇談会予定: 岐阜県議会村下貴夫議長、岐阜県健康福祉部森岡久尚部長

岐阜県議会田中勝土厚生環境委員長、

岐阜県議会各党(自民党、民進党、公明党、共産党)と

NPO岐腎協三役

NPO岐腎協として以上の運動をしますが、



一方では、このマル重制度継続のために 患者個人としてできることとして、県・市町村の財政負担軽減の一助となる「自立支援医療の手続き」をお願いします。手続きをされた方には、各市町村から「自立支援医療受給者証」が発行され、例え、自己負担が導入されても、透析患者全員に発行されている「特定疾病療養受領証」に記されている自己負担限度額(例えば 1 万円)の半額(例えば 5,000 円又は 2,500 円)というように、半額の負担で済むようになっています。

ぜひ患者のみなさん！ この手続きをお願いします。

手続きの詳細については岐腎協へお問い合わせください。

NPO 岐阜県腎臓病協議会 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3F
Tel.058-214-2497 FAX058-214-2498 0120-53-2940

重度心身障害者医療費助成制度一覧(都道府県基準)

※同県内fでも市町村により内容異なる場合あり

2017年8月現在

都道府県	対象要件			所得制限 注1		年齢制限 新規 65歳	自己負担 内容(自己負担の上限額)	入院 食事 助成	給付方法 注2			高齢 医療 加入 条件 注3
	1 級	2 級	3 級	あり	なし				現 物	償 還	自 償	
北海道	○	○	内部	○	なし		市町村民税課税世帯：総医療費の1割（月額上限入院44,400円、通院12,000円）市町村民税非課税世帯：初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）この他、指定訪問看護基本利用料（総医療費の1割、月額上限12,000円）、食事療養、生活療養標準負担額		○			×
青森	○	○	内部	○	なし	○	1割負担（月額上限：通院14,000円（年間で144,000円）、入院57,600円（年間4回目を以降44,400円））※住民税非課税世帯の対象者は負担なし		○	○		×
岩手	○	○		○	なし		1医療機関あたり入院外月額上限1,500円・入院月額上限5,000円 ※受診者が3歳未満又は住民税非課税生活維持者は自己負担なし				○	○
宮城	○	○	内部	○	なし		なし			○		○
秋田	○	○	○	○	なし		老齢福祉+100万円		○			○
山形	○	○		○	なし		自立支援医療 総医療費の1割（月額上限：1医療機関ごとに外来12,000円・入院44,400円） ※但し、所得税非課税世帯は負担なし		○			○
福島	○	○	内部	○	なし		老齢福祉			○		△
茨城	○	○	内部	○	なし		特別児童扶養		○			×
栃木	○	○		○	なし		1医療機関あたり500円（薬局除く）※但し、市町村民税非課税世帯等は自己負担なし			○		△
群馬	○	○		○	なし		なし	○	○	○		○
埼玉	○	○	○	○	なし	○	なし			○		○
千葉	○	○		○	自立支援医療 ※医療保険多数該当・腎機能障害等は所得制限対象外	○	通院・入院300円/回（住民税非課税世帯負担なし）		○			○
東京 注4	○	○	内部	○	特別障害者	○	定率1割負担（限度額外来12,000円/月・入院44,400円/月）※住民税非課税世帯は自己負担なし		○			●
神奈川	○	○		○	特別障害者	○	通院200円/回・入院100円/日		○	○		○
新潟	○	○	○	○	特別障害者		外来1日530円（月4回まで）入院1日1,200円、訪問看護1日250円		○			○
富山	○	○	○	○	1～59歳の世帯所得合計金額1,000万円未満		65歳未満は自己負担なし （※65歳以上70歳未満は一部負担あり）		○	○		×
石川	○	○		○	老齢福祉		なし		○	○ ^{65歳以上}		△
福井	○	○	○	○	特別障害者		なし	○			○	○

山梨	○	○	○	○	20歳未満：特別児童扶養 20歳以上：特別障害者	なし					○	○
長野	○	○	○	注5	特別障害者	1医療機関あたり500円					○	○
岐阜	○	○	○	○	特別児童扶養	なし			○			○
静岡	○	○	内部	○	特別障害者	○注6 1医療機関あたり500円/月（薬局を除く）					○	○
愛知	○	○	○	○	なし	なし			○	○	県外	×
三重	○	○	○	○	特別障害者	なし					○	○
滋賀	○	○	○	○	老齢福祉	通院：1医療機関ごとに500円/月（院外処方負担なし）・入院：1日1000円（月額上限14000円）※市町村民税非課税者は負担なし			○	○		○
京都	○	○	○	○	特別障害者	なし			○	○	府外	○
大阪	○	○	○	○	障害基礎	1医療機関あたり入・通院各500円/日（月2日限度）※上限2500円/月			○			○
兵庫	○	○	○	○	自立支援医療	外来：1医療機関等あたり600円/日（低所得者400円）を限度に月2回まで負担、入院：1割（月額上限2400円/低所得者1600円）※連続して3ヶ月を越える入院の場合4か月目以降は負担徴収なし）※低所得者：年金収入80万円以下若しくは年金収入加えた所得80万円以下			○			○
奈良	○	○	○	○	老齢福祉	入・通院1医療機関ごとに500円/月（※14日以上入院の場合は1医療機関1000円/月）					○	○
和歌山	○	○	○	注7	特別児童扶養	○なし			○			○
鳥取	○	○	○	○	老齢福祉	本人所得に応じ1医療機関ごとの月額上限まで総医療費の1割負担（一般：通院2,000円・入院：10,000円/市町村民税非課税者：通院1,000円・入院5,000円）※但し、自立支援医療の「重度かつ継続」に係る自立支援医療については負担なし			○			○
島根	○	○	○	○	特別障害者（20歳以上、本人のみ）	1割（1医療機関ごと月額上限あり）入院20,000円・入院外6,000円、20歳未満：入院2,000円・入院外1,000円、市町村民税非課税：入院2,000円、入院外1,000円			○			○
岡山	○	○	○	○	老齢福祉	○1割負担（個人ごと月額上限額あり）高所得者：通院44,400円・入院（合算）80,100円+1%/一般：通院12,000円・入院（合算）44,400円/低所得Ⅱ：通院2,000円・入院（合算）12,000円/低所得Ⅰ：通院1,000円・入院（合算）6,000円			○			○
広島	○	○	○	○	本人：老齢福祉 扶養義務者：特別児童扶養	1医療機関ごと200円 （通院：4日/月・入院：14日/月を上限）			○			△
山口	○	○	○	○	老齢福祉	1医療機関毎に通院：500円入院：2,000円/月 ※3歳未満自己負担なし			○			×
徳島	○	○	○	○	老齢福祉	なし			○	○	注8 注8	×
香川	○	○	○	○	特別障害者	○外来：1医療機関500円・入院：1医療機関1,000円まで負担※市町村民税非課税世帯者と自立支援医療にかかる給付は自己負担なし				○		○
愛媛	○	○	○	○	なし	なし			○			△
高知	○	○	○	○	なし	○注9 なし			○			○

福岡	○	○	○	○	特別障害者	外来1医療機関500円/月(上限)、入院:500円/日低所得300円/日(月20日上限)		○			×
佐賀	○	○	○	○	特別障害者	入院・外来に関わらず一人あたり月500円負担			○		○
長崎	○	○	○	○	特別障害者	1月につき同一医療機関ごとに800円/日(上限1,600円)			○		○
熊本	○	○	○	○	特別障害者	1医療機関ごと入院2,040円/月、入院外1,020円/月			○		○
大分	○	○	○	○	老齢福祉	1医療機関で月1,000円未満の場合は当該金額			○		○
宮崎	○	○	○	○	老齢福祉	入院・外来に関わらず一人あたり月総医療費1000円		○ 入院	○ 外来		○
鹿児島	○	○	○	○	なし	なし			○		○
沖縄	○	○	○	○	特別障害者	なし			○		○

注1 準用する各種支給の目安は次の通り(本人単身の場合のおおよその収入ベース)。

「自立支援医療」:一定所得以上基準約833万円、「障害基礎」年金:645万2000円、「特別児童扶養」手当:642万円、「特別障害者」手当(または障害児福祉手当):518万円、「老齢福祉」年金:253万6000円

注2 各給付方法は次の通り。

「現物」窓口負担なし、「償還」後日申請による払い戻し、「自償(自動償還)」、指定口座への振り込みによる払い戻し。

注3 重度心身障害者医療費助成制度の利用条件として、後期高齢者医療制度(透析患者の場合は65歳以上)への加入が条件となっている場合がある。

○:加入有無にかかわらず助成、△:加入者でない65歳以上は1割を上限に助成、×:加入者に限り助成、●:65歳までに対象者であった人が65歳以上75歳未満の間に、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している場合、障害認定を取り下げることによって再度助成対象となりうる。

注4 東京都では、所得制限や年齢等で重度心身障害者医療費助成制度が適用されない場合、東京都難病医療費等助成制度の利用が可能。(通称:マル都。所得制限はなく、人工透析にかかる医療費の1割を1医療機関あたり月額1万円まで助成)

注5 身障3級は所得税非課税者

注6 市町村民税課税世帯は入院費助成対象外

注7 身障3級は市町村民税非課税世帯。

注8 身障1級と後期高齢者医療制度加入者は現物給付。その他と障害者自立支援(更医療)の利用者は還付給付。

注9 市町村民税非課税世帯は助成。